

2011.08.15

ベトナム法務事情（２）—外貨、利益の外国への送金 （ベトナム編～Vol.2）

1 外貨持ち出しの制限強化

ベトナムが、製造拠点、販売市場としても魅力的な投資先であることは、前回お伝えしました。震災以後、さらに多くの企業が、中国に替わる投資先として具体的な検討を始めておられるとも聞きます。そのような中であって、現在の経済状況が若干よくないことも考慮してか、ベトナム政府は、外国需給のバランスを考え、外貨の持ち出し等をこれまでの70米ドルから50米ドルに制限するとの規制を考えているようです。

2 利益の外国送金

個人の外貨持ち出しだけでなく、企業にとって、より重要な法令の変更は、外国投資者の利益の送金だと思われます。2010年11月18日の財務省の回付書2010年186号／TT-BTCによるもので、ベトナム政府は、6月にこれを施行する旨のオフィシャルレターを発行した模様です。

（１）直接投資者

100%海外独資企業もベトナム人の投資企業も、外国投資家と国内の投資家の合弁企業も、事業協定によるものも全て直接投資者となります。また、開発投資、経営に参加するための企業の株の取得、M&Aによる投資等の直接投資者も対象としています。

（２）間接投資者

反対に、単なる株や社債等の取得、証券投資、金融機関を通じての投資をする者は、間接投資者として扱われ、この回付書の対象となる直接投資者には含まれません。

（３）直接投資者である外国投資家は、以下の場合にしか、海外に利益を送金出来ないと言われ、従来とは送金条件が変更されています。

（ア）1年1回の送金

2004年の回付書124号によれば、四半期ごとに送金出来た利益が、今回の回付書によって、会計年度の終了時か事業の終了時にしか送付出来ないこととなりました。会計年度が終了したというのは、監査意見付きの会計帳簿が登録され、法人税の還付が終わった後という事になります。

（イ）企業が純利益をあげていること

純利をあげているというためには、単年度の利益があることだけでなく、繰越損が無いことが必要です。

(ウ) 通知

以前の規則では、管轄の税務署に報告し、税務署が、純利をあげているか、納税しているかを確認してから、海外への送金が認められていましたが、今回の規則では、送金7日前までに税務署に通知をすればよいことになり、この点は手続きが少し簡素化された印象です。

3 外国通貨での取引の制限

本年5月17日に発表された外国為替に関する規則に関する回付書案によれば、ベトナム国内での外貨の使用が変更されることになりそうです。この回付書案は、7月1日から発効するとされていますが、これが発効すれば、外貨で物品、サービスを買えないというだけでなく、広告、見積もり、価格付けや、居住者と非居住者間の契約において外貨を用いることとする契約書の作成までもが、原則禁じられることとなります。

例外としては、(1) 外貨での取引の許可を得ている金融機関を通じての居住者と非居住者間の取引等、法人の内部取引、輸出入に関する契約締結、機材の輸入や外国人労働者や非居住者への給与の支払を外貨で行う場合の入札見積もり、海外事業に関する国内の保険者の見積もり提示や契約締結、デューティーフリー事業における外貨での受取や支払、国際的な活動で支払われる税関職員や警察官への支払い、非居住者の外交活動での経費支払い、非居住者か外国人居住者が受け取る給与等、居住者が代理店として行う航空、海事行為に関する契約の締結等(以上5条に規定)、(2) 金融機関がなす外貨での商品の広告、居住者が中央銀行の許可を得てなす外貨両替事業、デューティーフリー事業で行う外貨での広告等、国際的な活動を行う警察官、税関職員が税金、ビザの手続で外貨で為す支払いの計上、非居住者である外交に関わる事務所の経費等の計上、ホテル業、観光業、航空事業を行う居住者が、ベトナムドンの額に相当する外貨での広告等を行うことがあげられ、これらは外貨での表示や、活動が許されています。

違反に対しては、刑事罰の対象とするとされており、この回付書の発効状況も含め注意が必要です。

この記事は、ラジャ・タン法律事務所、ジャパン・デスク、中川真理子弁護士(オーストラリア資格) mariko.nakagawa@rajahtann.com +65 6232 0411 (シンガポール事務所) +84 8 3821-2673 (ホーチミン支店) <http://jp.rajahtann.com> (日本語ウェブサイト) から、頂いた情報を元に執筆致しましたが、文責は全て執筆者にあります。

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。